平成２３年（フ）第１４２号
千葉県山武郡大網白里町季美の森南２丁目23番地５
債務者　山田　　明
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３号
千葉県山武郡大網白里町小中767番地
債務者　毛木　良明
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７号
千葉県香取郡多古町東松崎1873番地
債務者　菱木　　忍
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４号
千葉県山武市白幡2040番地２　かぐら台ハウス２
債務者　佐久間きよ
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７号
千葉県山武郡大網白里町駒込1179番地３　サングリーンハイツ201号
債務者　佐藤啓次郎
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８号
千葉県山武郡大網白里町駒込1179番地３　サングリーンハイツ201号
債務者　結城ヨシエ
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３５５号
静岡県三島市加茂33番地の17東
債務者　寺谷　光晃
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
静岡県三島市旭ヶ丘９番13号
債務者　金子隆司朗
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２２４６号
名古屋市中村区元中村町１丁目45番地の６中村パークビル302号、住民票上の住所名古屋市中村区白子町４丁目29番地
債務者　石川ルリ子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７号
愛知県一宮市猿海道３丁目４番９号　ニューサープラス和１―Ｄ
債務者　牧野　好孝
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３５８号
愛知県高浜市湯山町４丁目９番地６　雇用促進住宅高取宿舎１棟106号
債務者　金城なおみ
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
愛知県岡崎市大和町字牧内26番地１　ＮＥＸＴＯＮ西岡崎ＥＡＳＴ102
債務者　前田　文夫
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
愛知県岡崎市大和町字牧内26番地１　ＮＥＸＴＯＮ西岡崎ＥＡＳＴ102
債務者　前田　智子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
愛知県岡崎市稲熊町字４丁目99番地１　エンデバー107
債務者　渡邉　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
神奈川県足柄上郡山北町向原323番地　町営山下テラス住宅６号
債務者　鈴木　誠司
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４４６号
神奈川県平塚市平塚２丁目48番12号
債務者　小山　　順
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４７８号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―24―402
債務者　山口　孝弘
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部